

日光市まちづくり基本条例（案）の体系図

前文

未来に向けて愛し続けることができる「心を感じるまち日光」の実現に向け、市民一人ひとりから、みんなの、地域の、そして日光市の元気につなげ、「心が通う温かい市民自治のまち日光」を実現していく。

理念条項

第1章 総則 第1条 目的

まちづくりに関する基本理念を定め、市民及び市の責務を明らかにするとともに、まちづくり施策の基本的事項を定め、多様な価値観を認め合う、市民自治の実現を図る。

第1章 総則 第2条 定義

- (1) まちづくり
- (2) 市民
- (3) 共有
- (4) 参画
- (5) 協働

原則条項

第1章 総則 第3条 基本理念

市民と市は、共有し、参画し、信頼のもとに協働してまちづくりを行う。
市民と市は、情報・資源・責任・負担・課題・成果を互いに共有する。
市は、市民の参画を保障する。市民は参画する権利と責務を有する。
市民と市は、互いを尊重し、基本的人権と多様な価値観を認め合い、協働の推進に努める。

制度条項

第2章 各主体の権利と責務

第4条 市民の権利

第5条 市民の責務

第6条 市の責務

第3章 まちづくり団体

第7条 定義

第8条 役割

第9条 自治会

第10条 市民活動団体

第4章 情報共有

第11条 情報の共有

第12条 説明・応答の責任

第13条 個人情報の保護

第5章 まちづくりへの参画

第14条 市の役割

第15条 市民の役割

第6章 協働（パートナーシップ）体制の整備

第16条 協働のための環境整備

第17条 生涯学習によるまちづくり

第18条 人づくり

第7章 住民投票

第19条 住民投票

第8章 行政及び財政の運営

第20条 総合計画等

第21条 まちづくり評価

第22条 財政の仕組み

第9章 連携

第23条 地域間の連携

第24条 広域連携

第25条 国際的な連携

条例の位置付け

第10章 条例の位置付け

第26条 最高規範性

第27条 条例の検討及び見直し

第28条 委任

* 附則（平成20年4月1日施行）